

マフィアなどの組織的国際犯罪やテロリズムへの対策強化は大切だけど…

世界各地で頻発するテロ行為や、ギャングやマフィアなどが金銭を得るために国境を越えて引き起こす凶悪犯罪から国民を守り、日本が国際社会の一員としての相応の役割・責任を果たすためにも、国際条約の締結や国内法の整備は重要です。でも、そのための方策は本当に「テロ等準備罪の創設」なのでしょうか？

法案の問題



1

法改正の目的とされるTOC条約は「テロ対策」のための条約ではありません！

政府は、法案の提案理由を「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（TOC条約）の締結のため」としていますが、この条約の目的は、「金銭的利益その他の物質的利益を得るために行動する」マフィアなどの越境的組織犯罪を摘発することであり、テロリズム集団を対象とはしていません。一方で、わが国は、国連のテロ防止関連の13の条約をすでに締結しています。

法案の問題



2

人権侵害やえん罪の温床となる危険も！

法案には、犯罪を「計画（共謀）」し、「実行準備行為」が具体的に認められた場合に処罰することができる「テロ等準備罪」の創設が盛り込まれています。捜査機関が、「計画（共謀）」や「実行準備行為」を立証するために、プライバシー保護が蔑ろにされ、法で認められていない犯罪を対象とした盗聴や通信傍受などの違法捜査が拡大することが危惧されています。また、自首の減免規定は、他人を陥れるための虚偽の密告による「えん罪」が起こる可能性も否めません。

その他にも、さまざまな問題が！？

連合は、国会審議を通じて、法案が抱える問題点の解消やさまざまな懸念の払拭ができないようであれば、法案を取り下げ、早急に本来の目的に沿った法的措置を行うべきと考えます！（くわしくは裏面に）



連合

連合の組織的犯罪処罰法案(共謀罪) に対する考え方

1.立法事実について

(1) 「TOC条約」は、世界187カ国・地域が既に締結しており、国連加盟国のうち締結していない国は日本を含む11カ国のみである。国民の安全・安心を確保し、国際社会における相応の責任を果たすため、日本も早期に締結する必要がある。政府が主張する締結のための国内法の整備については、現行法で例外的に重大犯罪に対する共謀罪、陰謀罪、予備罪を規定している中で不足があれば、その範囲において対応すべきである。

(2) テロ対策については、世界各地でテロ行為が頻発し、また、東京オリンピック・パラリンピックの開催を目前に控える中、その対策強化は重要である。とはいえ、既に13のテロ防止関連条約を締結し、さらに関連の国内法が一定程度整備されている中で、なお不足があるならば、早急に必要な法整備を行うべきである。

2.連合が求めた6つの修正点(法案に対する懸念事項)について

【行為の団体性の明確化】【団体の犯罪的性格の明示】

テロ等準備罪の適用対象を「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」として明確化をはかったとしているが、「組織や団体の結合の目的が犯罪を実行することにある」との認定が捜査機関に委ねられていることから、捜査段階で恣意的に運用され、一般の団体が不当に捜査対象になる懸念が拭えない。

【行為の越境性の要件化】【対象犯罪の限定】

テロ等準備罪の対象犯罪を従来の676から277まで絞り込んだとしているが、越境的組織犯罪ともテロとも関係がないと思われる犯罪までその対象とされている疑惑がある。個々の対象犯罪を丁寧に検証し、合理性を欠く場合には対象から外すべきである。

【顯示行為の必要性】

テロ等準備罪の構成要件(準備行為)について、「他の計画をした犯罪を実行するための準備行為」との規定があるが、「その他」にあたる行為が恣意的に拡大適用される懸念がある。また、テロ等準備罪の性質上、計画を立証するための捜査手法が拡大し人権侵害を招く恐れもあるため、厳格な歯止めが必要である。

【密告制度の導入撤回】

法案には、自首した場合の減免規定が盛り込まれている。犯罪の計画(共謀)に関与した者の証言は、テロ等準備罪を立証するうえで重要な証拠として扱われることが想定されることから、虚偽の密告や自白によってえん罪を生む可能性を否定できない。また、人と人との信頼関係の構築を阻害しかねないなど、大きな問題がある。そのため、自首減免制度は盛り込むべきではない。

連合は民進党と連携しながら、国会審議を通じて法案の抱える問題点を明らかにし、すべての不安が払拭できなければ法案の取り下げを求めていく！



<http://www.jtuc-rengo.or.jp>

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11